

第42回

市有地売払い案内書

(一般競争入札)

申込受付

期 間 令和7年10月21日（火）から 10月27日（月）まで
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで
（土曜日、日曜日を除く）

受付場所 日立市役所 公共財産管理課（本庁舎6階西側）

一般競争入札 1区画

入 札 日時 令和7年11月28日（金）
午前9時30分から
（入札時間は入札参加者資格者証で指定します。）

場所 日立市役所入札室（本庁舎6階西側）

日 立 市

目 次

ページ番号

はじめに	1
I 売払い物件一覧	3
II 物件調書	5
III 申込みについて	9
◆ 様式	
・市有地売払申込書（様式第1号）	15
・誓約書（様式第2号）	16
・委任状（様式第3号）	18
IV 入札について	19
◆ 様式	
・市有地売払一般競争入札参加資格者証（様式第4号）	25
・入札保証金領収書兼入札保証金還付領収書（様式第5号）	26
・入札書（様式第6号）	27
・入札辞退届	28
V 契約手続き等について	29
◆ 様式	
・土地売買契約書＜一般競争入札用＞	33

はじめに

日立市では、市有地を一般競争入札により売却します。

一般競争入札による売払いとは、日立市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、かつ、最高の価格で入札された方に市有地を購入していただきます。

購入を希望される方は、受付期間内に申込みが必要です。また、売払い物件ごとに各種の条件がありますので、この案内書をよくお読みになり、十分理解したうえで、お申込みください。

< 売払い手続きの流れ >

現地確認	現状での売払いですので、「Ⅱ 物件調書」を参考に、必ず現地を確認してください。 不明な点は、日立市役所 公共財産管理課にお問い合わせください。
------	--



申込み	受付期間 令和 7 年 10 月 21 日（火）から 10 月 27 日（月）まで 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時 （土曜日、日曜日を除く） 受付場所 日立市役所 公共財産管理課（本庁舎 6 階西側）
-----	---



落札者の決定方法	
	入札日時 令和 7 年 11 月 28 日（金） 午前 9 時 30 分から （入札時間は申し込み手続き完了後に発送する入札参加者資格者証で指定します。） 入札会場 日立市役所入札室（本庁舎 6 階西側） ○当日持参するもの ・市有地売払一般競争入札参加者資格者証 ・本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど） ・入札保証金（入札日の受付時に納付してください） ・委任状（代理人が入札する場合のみ） ・印章、収入印紙 等
落札者決定	



契約締結 売買代金の支払 土地の引渡し	・日立市が定める日までに契約を締結しなければなりません。 ・売買代金は、契約時に一括納付してください。 ・売買代金の支払いが完了したときに、物件の所有権が移転し、かつ、現状有姿による引渡しとなります。 ・入札保証金は、売買代金に充当することができます。 ・土地売買契約書（日立市保管用のもの 1 部）に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。
---------------------------	---



所有権 移転登記	・所有権移転登記嘱託（申請）は日立市が行いますので、手数料は不要ですが、登録免許税は買受人の負担となります。 ・所有権移転後の原因により生じた公租公課は、買受人の負担となります。
-------------	--

I 売払い物件一覧

1 売払い物件

(1) 一般競争入札

物件番号	土地の表示	地目	面積	予定価格
07-7(入)	水木町1丁目1886番	原野	3,538.53 m ²	4,670,859 円

2 注意事項

- (1) 現地説明会は実施しませんので、申込みの前に必ず現地の確認を行ってください。
- (2) 物件はすべて現状有姿による引渡しとなります。物件には、当該土地上の全ての工作物（ブロック塀、フェンス、給排水施設、舗装など様々なもの）や樹木が含まれます。
- (3) 越境物がある場合でも現状有姿での引渡しとなり、日立市は越境関係を解消するための折衝や手続は行いませんので、その処理については相隣関係で行ってください。また、契約後に越境関係が判明した場合も関与しません。
- (4) 土地購入後の一切の費用（各種調査・工事・許認可手続き、水道・下水道・ガス・電気の引きこみ等）は、買受人の負担となります。
- (5) 物件に立入りをして現況測量、地盤調査などの各種調査等をしようとするときは、あらかじめ日立市の許可が必要です。

Ⅱ 物件調書

物件調書

物件番号	07-7(入)
------	---------

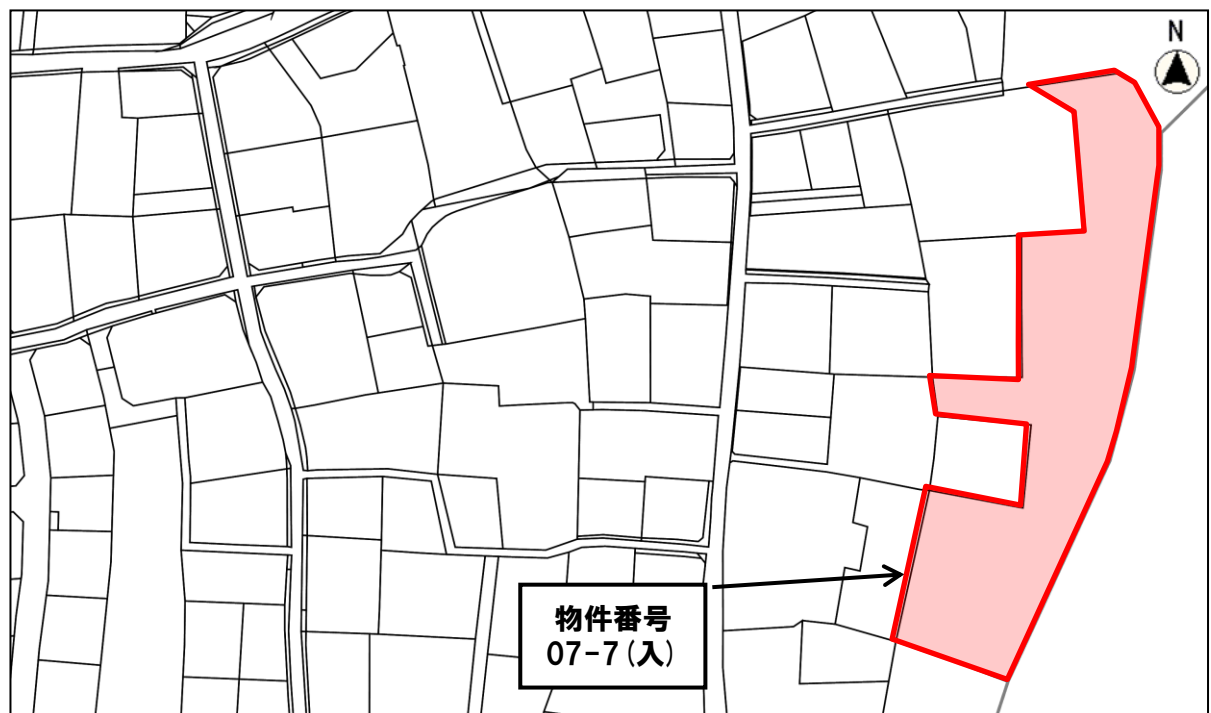
予定価格	4,670,859円
------	------------

所 在 ・ 地 番	水木町1丁目1886番					
地 目 ・ 面 積	原野		3,538.53 m ²			
接 面 道 路	(方位)	(種類)	(幅員)	(構造等)		
	—	—	—	—		
都市計画区分	都市計画区域		市街化区域 (第一種住居地域)			
	建ぺい率		60%		容積率	200%
	上水道	・本管 (あり ・なし) ・使用に関しては、事業者にお問合せください。 ・水道加入金 要 (29,700円～) ・ 不要				
		事業者	日立市企業局水道課 ☎0294-22-3111(内418)			
	電 気	・使用に関しては、事業者にお問合せください。				
		事業者	東京電力エナジーパートナー(株) ☎0120-995-001 カスタマーセンター			
	都市ガス (供給区域 内・外)	・本管 (あり ・なし) ・使用に関しては、事業者にお問合せください。				
		事業者	東京ガス(株)日立支社 ☎0294-22-4131			
	下水道	・本管 (あり ・なし) ・公共桝 (あり ・なし) ・受益者負担金 (支払済・未済) ・使用に関しては、事業者へお問合せください。				
		事業者	日立市企業局下水道課 ☎0294-22-3111(内 627)			
周囲の施設等	最寄駅	大甕駅 1400m(徒歩約18分)			バス停	水木 (BRT) 1200m(徒歩約15分)
	小学校	水木小 650m(徒歩約8分)			中学校	泉丘中 900m(徒歩約11分)
法令等の制限	工作物	電柱-本	支線-本	支柱-本	支線柱-本	防犯灯-本
	土 壌	土壌汚染対策法 要措置区域 内・外 形質変更時要届出区域 内・外 ※ 本件土地については、土壌調査を行っていません。				
	埋 蔵 文化財	文化財保護法 埋蔵文化財包蔵地 内・外 ※ 当該照会地については、埋蔵文化財包蔵地に該当しているので、工事を計画する場合は、日立市郷土博物館と協議してください。				
	その他	越境建築物があります。				

案内図



詳細図



Ⅲ 申込みについて

1 申込資格

個人又は法人とします。ただし、次に該当する方は、申込みができません。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当し3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをされている者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産の申立てをされている者
- (7) 日立市暴力団排除条例（平成24年日立市条例第1号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (8) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に規定する処分対象となっている団体又はその構成員
- (9) 納付すべき税を滞納している者
- (10) (1)から(9)までに掲げる者の依頼を受けて申込みをする者

※ 上記のほか、売払い物件ごとに追加して申込資格を定めているものもあります。「Ⅱ 物件調書」で確認してください。

(参考) 関係法令

- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項
公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
 - 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者
- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項
普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 日立市暴力団排除条例(平成24年日立市条例第1号)第2条
この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次号において「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
 - (3) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第4条
この法律において「無差別大量殺人行為」とは、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第4条第1項第2号へに掲げる暴力主義的破壊活動であって、不特定かつ多数の者を殺害し、又はその実行に着手してこれを遂げないもの(この法律の施行の日から起算して十年以前にその行為が終わったものを除く。)をいう。
 - 2 この法律において「団体」とは、特定の共同目的を達成するための多数人の継続的結合体又はその連合体をいう。ただし、ある団体の支部、分会その他の下部組織も、この要件に該当する場合には、これに対して、この法律による規制を行うことができるものとする。
- 宅地建物取引業法(昭和27年法律第167号)第3条第1項
宅地建物取引業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に事務所(本店、支店その他の政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置してその事業を営もうとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該事務所の所在地を管轄する都道府県知事の免許を受けなければならない。

2 申込方法

受付期間内に、下記3の申込必要書類を提出してください。

(1) 受付期間

令和7年10月21日（火）から10月27日（月）まで

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

（土曜日、日曜日を除く）

(2) 受付場所

日立市役所 公共財産管理課（本庁舎6階西側）

〒317-8601 日立市助川町1-1-1 電話番号 0294-22-3111（内531）

3 申込必要書類

※ 提出書類は返却しません。

(1) 市有地売却申込書（様式第1号）

(2) 誓約書（様式第2号）

(3) 個人の場合：住民票の写し及び印章登録証明書

(4) 法人の場合：登記事項証明書（全部事項証明書）及び印章証明書

※ (3)及び(4)は、入札執行日前3か月以内に発行されたもの

(5) 申込日が属する年度分の下記の税に係る納税証明書

ア 市税（法人である場合は法人に係るもの）

イ 県税

※ ア又はイは、日立市又は茨城県に納税義務を有しない場合は、提出不要

ウ 所得税（法人である場合は、法人税）

エ 消費税及び地方消費税

※ 個人の場合は、提出不要

(6) 代理人をもって申込みをする場合：委任状（様式第3号）

(7) その他、「Ⅱ 物件調書」に記載のあるもの

4 共有（連名）による申込みについて

所有権の名義は2人以上の共有とすることも可能です。この場合は、共有者全員が、申込資格を備えていなければなりません。また、共有者全員について上記3申込必要書類の(2)～(7)の提出が必要となります。

5 情報公開

入札に関する情報等については、個人情報等を除き公開する場合があります。

6 注意事項

- (1) 現地説明会は実施しませんので、申込みの前に必ず現地の確認を行ってください。
- (2) 物件はすべて現状有姿による引渡しとなります。物件には、当該土地上の全ての工作物（ブロック塀、フェンス、給排水施設、舗装など様々なもの）や樹木が含まれます。
- (3) 越境物がある場合でも現状有姿での引渡しとなり、日立市は越境関係を解消するための折衝や手続は行いませんので、その処理については相隣関係で行ってください。また、契約後に越境関係が判明した場合も関与しません。
- (4) 土地購入後の一切の費用（各種調査・工事・許認可手続き、水道・下水道・ガス・電気の引きこみ等）は、買受人の負担となります。
- (5) 物件に立入りをして現況測量、地盤調査などの各種調査等をしようとするときは、あらかじめ日立市の許可が必要です。

(様式第1号)

市有地売払申込書

令和 年 月 日

日 立 市 長 殿

申込者 〒 -

住 所

(所在地)

ふりがな

氏 名

(名称及び代表者名)



(印鑑証明書の印)

電話番号

()

生年月日

年 月 日生

勤務先

所 在 地

ふりがな

商号(名称)

電話番号

()

次の物件について、(一般競争入札 ・ 先着順申込) による市有地売払に関する参加資格、条件内容等を承諾の上、次のとおり申込みます。

物件番号
—

受付番号
※

※印のところは、記入しないでください。

1 共有者 (共有名義での取得を希望する場合は、必ず記入してください。)

住所	〒 -		
ふりがな 氏名	印		
電話番号	()	生年月日	年 月 日生
勤務先	所在地		
	ふりがな 商号(名称)		
	電話番号	()	

※

添付書類

- 1 誓約書(様式第2号)……法人の場合は役員名簿を添付
- 2 個人の場合：住民票の写し及び印鑑証明書(いずれも発行後3箇月以内のものに限る)
法人の場合：登記事項証明書(全部事項証明書)及び印鑑証明書()
- 3 市税、県税及び国税の納税証明書(滞納がないことを確認できるもの)
- 4 その他、「市有地売払案内書」に記載のあるもの

(様式第2号)

誓 約 書

私は、市有地買受けの申込みに当たり、現在、下記事項に該当する者でないことについて誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、下記 5 から 7 について、この誓約の確認のため、貴市が茨城県警察本部に照会することについて承諾します。

記

- 1 民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者
- 2 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は更生手続開始の申立てをされている者
- 3 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをされている者
- 4 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申立てをされている者
- 5 日立市暴力団排除条例（平成 24 年日立市条例第 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員
- 6 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- 7 次のいずれかに該当する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - （1）暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - （2）暴力団員の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - （3）暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
 - （4）暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - （5）暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - （6）役員等が暴力団若しくは暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）
- 8 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員
- 9 1 から 8 までのいずれかに該当する者の依頼を受けて土地を買い受けようとする者

※ 市有地の買受け申込者が、法人である場合には、別紙様式により役員の住所、氏名（ふりがな）、生年月日及び性別が記載された役員名簿を添付してください。

令和 年 月 日

申込者 住所（所在地）

ふりがな ふりがな
氏名（名称及び代表者名）

生年月日 年 月 日 生 性別 男 ・ 女

勤務先 所在地

商号（名称）

日 立 市 長 殿

別 紙

番 号	商号又は名称	印			
	所 在 地				
	役 職	氏 名 ふりがな	生 年 月 日	性別	住 所
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
			H S T	男 ・ 女	
備 考					

委 任 状

令和 年 月 日

日 立 市 長 殿

申込者 千 一

住 所
(所在地)

氏 名
(名称・代表者名)



(印鑑証明書の印)

私は、次の者を代理人と定め、下記の市有地の買受けに関し、

$\left\{ \begin{array}{l} \text{入札参加申込} \\ \text{入 札} \\ \text{入札保証金} \end{array} \right\}$ に関すること及びこれに付帯する権限を委任します。

※委任しない事項がある場合は、二重線で消す

(代理人) 住 所
氏 名

代理人使用印

※

1 入札（公募抽選会）日時 令和 年 月 日

2 物件番号 _____

(注意事項)

- ・複数の入札及び公募抽選に参加される場合、委任状は物件ごとに必要となります。
- ・代理人使用印の枠内に、代理人が使用する印章を押印してください。（代理人は、この印章以外は使用できません。）
- ・共有で申込みをした場合で、入札及び公募抽選会に参加できない共有者がいるときは、参加できない共有者が申込者となり、参加できる共有者を代理人に委任する委任状を提出してください。

IV 入札について

1 市有地売払一般競争入札参加資格者証の交付

申込手続きが完了し、一般競争入札に参加する資格があると認められた方には、日立市から市有地売払一般競争入札参加資格者証（様式第4号）を交付します。この資格者証は入札の際に必要となります。

2 入札

(1) 日時

令和7年11月28日（金） 午前9時30分から

（入札時間は入札参加資格者証で指定します。）

(2) 場所

日立市役所 入札室（本庁舎6階西側）

(3) 当日に持参するもの

ア 市有地売払一般競争入札参加資格者証（日立市が交付したもの）

イ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

ウ 印章

申込みの際に提出した印章証明書の印章です。なお、代理人の方は、委任状に押印した代理人使用印の印章です。

エ 筆記用具（黒又は青の万年筆又はボールペン）

オ 入札保証金

ア) 受付時に納付してください。

イ) 各自の見積る価格（予定価格ではなく、入札しようとする金額）の100分の5以上の金額を納付してください。なお、100分の5に満たない場合は無効となりますので、それを見越したうえで、必要な入札保証金を納付してください。

<例>

予定価格

9,000,000 円

入札しようとする金額

10,000,000 円

$\times \frac{5}{100}$

入札保証金の額

= 500,000 円以上

ウ) 入札保証金は、現金又は日立市が認める金融機関が振り出し、又は支払

保証をした小切手で納付してください。

<小切手（自己宛小切手・預金小切手）の見本>

この小切手は、金融機関に現金を持参するか、預金の払戻請求をして振出してもらいます。振出手続きや手数料等の詳細については、このページを提示するなどして、直接、金融機関にお問合せください。

銀行渡り	A00000	小切手	水戸 0000 0000-000
	支払地 日立市 株式会社〇〇銀行〇〇支店	¥ 〇〇〇, 〇〇〇－ ※	
上記の金額をこの小切手と引替えに、 <u>持参人</u> へお支払いください。【注1】			
振出日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		【注2】
振出地	〇〇〇		
振出人	株式会社〇〇銀行〇〇支店	支店長〇〇〇〇 印	【注3】

【注1】 支払地は日立市内であること。

【注2】 受取人は、「持参人」としてください。

【注3】 振出日は、入札日を含めて7日以内であること。

【注4】 振出人は、電子手形交換所の参加金融機関であること。（入札参加者が振出人である小切手は不可）

エ) 落札者以外の方には、開札終了後に入札保証金領収書と引換えに入札保証金を返還します。なお、利息は付しません。

オ) 落札者は、入札保証金を、売買代金に充当することができます。

カ) 落札者が、日立市が定める日までに契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格を有しないものであることが判明し、失格としたときを含む。）は、その落札は無効となり、入札保証金は、違約金として日立市に帰属することとなります。

カ 入札保証金領収書兼入札保証金還付領収書（様式第5号）

入札当日受付時にご記入いただきます。

キ 収入印紙（200円分）

落札者以外の方に入札保証金を還付する際、領収書に貼付する収入印紙が必要となります。

※ 営業に関しない場合は不要です。

ク 委任状（様式第3号）

ア) 代理人が入札する場合は、委任状を持参してください。（市有地売払い申し込みの際の委任状で入札を委任されている代理人の場合は持参不要）
なお、復代理人は認めません。

イ) 共有で申込みをした場合において、その内の一部の人のみが入札に参加するときは、参加しない方全員の委任状（様式第3号）が必要になります。

(4) 入場人数

入札会場への入室は、入札参加資格者又は代理人のほか1名までとします。

3 入札方法等

- (1) 「入札書」（様式第6号）は、入札当日に会場でお渡しします。
- (2) 入札書には、入札金額、入札者（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人）の住所及び氏名（法人が入札する場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）その他所定事項を記入のうえ、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人が入札する場合は代理人の印を押印してください。
- (3) 入札金額は、算用数字を用いて表示し、最初の数字の前に「¥」を付けてください。
- (4) 提出した入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回することができません。

4 入札の無効事由

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 入札参加資格のない者及び市有地売払一般競争入札参加資格者証を提出しな

い者が入札したとき、又は委任状を提出しない代理人が入札したとき。

- (2) 指定の時刻までに入札書を提出しなかったとき。
- (3) 所定の入札書以外で入札したとき。
- (4) 入札保証金が、入札金額の100分の5に満たないとき。
- (5) 予定価格を下回る額で入札したとき。
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- (8) 代理人が入札する場合において、入札書に委任状の代理人使用印と異なる印章が押印されているとき。
- (9) 入札者又はその代理人が1人で同一事項の入札に対し、2枚以上の入札書で入札したとき。
- (10) 入札金額の記載に訂正があるとき。
- (11) 主要事項（入札金額、入札者並びにその代理人の住所及び氏名をいう。次号において同じ。）の記載が明確でないとき、又は漏れているとき。
- (12) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具により主要事項を記入したとき。
- (13) 入札金額以外の文字、数字等を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。
- (14) 入札者が協定して入札をしたとき、その他入札に際し不正の行為があったと認められるとき。
- (15) 入札に関し日立市の担当職員の指示に従わないなど、入札会場の秩序を乱したとき。
- (16) その他入札に関する条件に違反したとき。

5 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。

6 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 最高の価格で入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじ引きによって落札者を決定します。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定します。

7 入札結果の公表

- (1) 開札の結果、落札者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額等を、落札者がいないときはその旨を、入札者に公表します。
- (2) 落札者には入札終了後、当該落札物件の売払決定通知及び、契約に必要な書類を交付します。

8 再度入札

予定価格を事前に公表しているため、入札は1回のみとし、再度入札は行いません。

9 落札後の注意事項

日立市が定める日までに、落札者が契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格を有しないものであることが判明し、失格としたときを含む。）は、その落札は無効となり、入札保証金は、違約金として日立市に帰属することとなりますのでご注意ください。

10 入札の辞退

やむを得ず入札を辞退する場合には、入札日前日までに入札辞退届を提出してください。

市有地売払一般競争入札参加資格者証

入 札 日 時		令和 年 月 日 () 時
入 札 場 所		
入 札 物 件	物 件 番 号	
	所 在 ・ 地 番	
	地 目	
	地 積	
入 札 参 加 資 格 者	住 所 (所 在 地)	〒 -
	氏 名 〔 名 称 及 び 〕 〔 代 表 者 名 〕	
	(共 有 者)	
	住 所	〒 -
	氏 名	

令和 年 月 日

日立市長 小 川 春 樹

< 注意事項 >

- 1 当日の受付は、入札の15分前から行います。
- 2 入札開始までに、入札会場にて入札保証金の納付を済ませてください。
- 3 入札当日に持参していただくもの
 - (1) 市有地売払一般競争入札参加資格者証（本証。写しは不可）
 - (2) 入札保証金
 - (3) 印鑑（印鑑証明書の印。代理人の場合は、委任状で指定した印）
 - (4) 委任状（代理人又は共有の場合で入札に参加しない共有者がいるとき）
 - (5) 収入印紙（入札保証金還付領収書に課税される場合に200円分）

入札保証金領収書											物件番号
市有地売払一般競争入札の入札保証金											
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
入札者 住所 氏名 様 (代理人) 住所 氏名 様											
上記の金額を領収しました。											受領印
令和 年 月 日											
日立市財政部公共財産管理課長											

- ・現金又は銀行その他の市長が認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手で納付してください。
- ・入札保証金には、利子は付しません。

入札保証金還付領収書											物件番号
令和 年 月 日											印
日立市財政部公共財産管理課長 殿											
受領者 { 入札者 住所 代理人 氏名											
下記の金額の市有地売払一般競争入札の入札保証金について、全額還付を受けました。											
金額	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

- ・受領印は、入札に使用した印を押印してください。

物件番号

入 札 書

下記のとおり、日立市市有地売払一般競争入札実施要領の定めるところに従い、入札いたします。

	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額											

- ・入札金額は、1 枠ごとに算用数字で記入してください。
 - ・最初の数字の前に¥を記入してください。
 - ・金額の訂正は無効事由となります。
- 誤記した場合は、用紙の再交付をお申し出ください。

令和 年 月 日

(入札者) 住所
(所在地)

氏名
(名称及び代表者名)

印
(印鑑証明書の印)

※代理人が入札する場合、(入札者)欄の印は不要

(代理人) 住所

氏名

印
(委任状の代理人使用印)

※本人が入札する場合、記入不要

※ 入札無効の事由となりますので、次のことに注意してください。

- ・入札金額、入札者並びに代理人の住所及び氏名が明確に記載されているか確認してください。
- ・入札金額以外の文字、数字等を訂正する場合は、訂正印を押印してください。
- ・鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記器具は使用しないでください。

入札辞退届

令和 年 月 日

日立市長 殿

住 所 _____
(所在地)

氏 名 _____ 印
(名称及び代表者氏名)

下記の件について、入札を辞退します。

記

1 件 名

第 回市有地売払い（一般競争入札） 物件番号 (入)

2 辞退理由

_____ のため

以 上

V 契約手続き等について

1 契約の締結

(1) 契約書

日立市所定の契約書を使用し、2通作成して買受人と日立市がそれぞれ保有します。日立市が保有する契約書に貼付する収入印紙は、買受人の負担となります。

※ 買受人が保有する契約書には、収入印紙の貼付は不要です。

(2) 契約締結期限（土地代の納入期限）

落札者が決定した時に、おおむね3箇月後の日を日立市が定めます。

※ 売買代金の納入期限として、売払決定通知に日にちが記載してあります。

(3) 契約名義人

落札者の権利義務は譲渡できませんので、落札者が必ず契約者となります。

共有申込みの場合は、共有者全員と契約します。

2 売買代金の支払

売買契約締結と同時に、日立市が発行する「納入通知書」により、売買代金の全額を納付してください。

※ 入札保証金は、売買代金に充当することができます。

3 所有権の移転及び登記等

(1) 売買代金の支払いが完了したときに、物件の所有権が移転し、かつ、現状有姿による引渡しとなります。

(2) 所有権移転登記嘱託（申請）は日立市が行います。ただし、登録免許税は買受人の負担となります。

※ 登記手数料は不要です。

(3) 所有権移転登記完了後に、登記の完了に関する書類をお渡しします。

(4) 所有権移転後の原因により生じた公租公課は、買受人の負担となります。

(5) 落札者は、物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできません。

4 契約上の特約

(1) 契約の解除

ア 買受人が契約に定める義務を履行しない場合は、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行されないときは、契約を解除することができるものとします。

イ また、次のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに契約を解除することができるものとします。

ア) 契約締結の日から5年を経過するまでの間において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途に供したとき

イ) 日立市暴力団排除条例（平成24年日立市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であると判明したとき

ウ) 日立市暴力団排除条例（平成24年日立市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体の事務所その他これに類する用途に供したとき

※ 上記契約解除のほか、売払い物件ごとに買戻し特約を定めているものがありますので、「Ⅱ 物件調書」及び契約書を確認してください。

(2) 買戻し及び契約の解除に関する詳細については、契約書を確認してください。

5 留意事項

(1) 日立市が定める日までに、落札者が契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格を有しないものであることが判明し、失格としたときを含む。）は、その落札は無効となり、入札保証金は、違約金として日立市に帰属することとなります。

(2) 土地利用にあたっては、建築協定、建築基準法及びその他の法令等を遵守し

てください。また、日立市の条例等により指導等がなされる場合がありますので、関係機関にご確認ください。

- (3) 所有権移転前に、許認可等の申請や物件に立入りをして行う各種調査をしようとするときは、あらかじめ日立市の許可を得てください。
- (4) 建設に係る基礎工事の実施に当たっては、買受人等の責任（費用負担等）において地盤等を十分調査し、必要に応じて補強等の適切な措置を講じてください。
- (5) 敷地の地盤高は引渡し時の造成高とし、原則として変更しないでください。
やむを得ず変更の必要が生じる場合は、関係機関と協議の上、買受人等の責任（費用負担等）において施工してください。

また、敷地の地盤高の変更及び住宅建設のために生じた建設残土（泥土を含む。）については、全て買受人等の責任（費用負担等）において処理してください。
- (6) 建設に伴う騒音、振動、ほこり等及び建設した住宅に起因する電波障害、風害等の周辺への影響については、買受人等の責任（費用負担等）において対策を講じてください。
- (7) 日照等に関して争いが起こった場合でも、日立市は、調停、あっせん等を行うことはできません。

土 地 売 買 契 約 書

日立市（以下「甲」という。）と《買受人氏名》（以下「乙」という。）とは、末尾表示の土地について、次のとおり売買契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、その所有する末尾表示の土地（以下「売買土地」という。）を現状有姿により乙に売り渡し、乙は、これを買受けるものとする。

（売買代金）

第2条 売買土地の代金は、金《落札価格》円とする。

2 乙は、この契約の締結と同時に、前項の代金を甲の発行する納入通知書によって、一括して甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

（所有権の移転及び登記）

第3条 売買土地の所有権は、乙が売買代金の支払を完了したときに、乙に移転するものとする。

2 乙は、前項の規定により所有権が移転した後、甲に対して所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により速やかに所有権の移転登記を嘱託するものとする。この場合に要する登録免許税その他の経費は、乙の負担とする。

（売買土地の引渡し）

第4条 売買土地の引渡しについては、乙が売買代金の支払を完了したときに、乙に引渡しが行われたものとする。

（危険負担）

第5条 この契約締結後売買土地が甲の責めに帰することができない理由により滅失し、又はき損した場合は、その損失は乙の負担とする。

（契約不適合責任）

第6条 乙は、引き渡された売買土地が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次のとおり、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。この場合、甲又は乙は、相手方に対し、協議の申し入れをすることができる。

- (1) 修補をする場合において、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法による修補をすることができる。
- (2) 修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。
- (3) 本条の契約不適合が、本契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、甲に対し、損害賠償を請求することができる。
- (4) 前号の損害賠償額は、売買代金の額を限度とする。
- (5) 本条の契約不適合により、乙が本契約を締結した目的が達せられないときは、本契約を解除することができる。
- (6) 本条の契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものでないときは、乙は、修補請求、損害賠償請求又は契約の解除のいずれもすることはできない。

- 2 前項の契約不適合について、乙は、甲に対して、代金減額を請求することはできない。
- 3 乙が本契約締結時に第1項の契約不適合を知っていたときは、甲は本条の責任を負わない。
- (用途の制限)

第7条 乙は、売買土地を次の各号に規定する用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用途
- (2) 日立市暴力団排除条例（平成24年日立市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団その他の反社会的団体の事務所その他これに類する用途

(契約の解除)

第8条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行されないときは、契約を解除することができるものとする。

- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告なしに契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結の日から5年を経過するまでの間において、売買土地を前条に規定する用途に供したとき。
- (2) 条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団員と生計を一にする配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (4) 次のいずれかに該当する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
 - イ 暴力団員の配偶者（事実上婚姻関係にある者を含む。）が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者（事業者を含む。）
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が暴力団若しくは暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者（事業者を含む。）
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体又はその構成員
- (6) (2)から(5)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて売買土地を買い受けようとする者

(契約を解除した場合の措置)

第9条 前条の規定により甲が契約を解除した場合には、次に定めるところにより措置するものとする。

- (1) 甲は、この契約を解除したときは、既に納付された売買代金を乙に返還するものとする。
この場合において、当該返還金には利子を付さないものとする。
 - (2) 乙は、甲の指定する期日までに、自己の負担において売買土地を原状に回復して、甲に返還するものとする。
 - (3) 乙は、売買土地を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに売買土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出するものとする。
 - (4) 乙が第2号の義務を履行しないときは、甲は、乙に代わり売買土地を原状に回復することができる。この場合において、乙は、甲が原状回復に要した費用を甲に支払うものとする。
 - (5) 売買土地の引渡し後にあつては、乙は、当該引渡しの日属する月から甲が乙から売買土地の返還を受けた日属する月までの期間について、売買土地の使用料相当額として、売買代金に4パーセントを乗じて得た金額を年額として、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。この場合において、当該期間が1年未満の場合又は当該期間に1年未満の端数があるときの1月当たりの使用料相当額は、当該年額に12分の1を乗じて得た額とする。
 - (6) 乙は、違約金として売買代金の100分の20に相当する額を、甲の定めるところにより甲に支払うものとする。
 - (7) 乙は、甲の受けた損害の額が前号の違約金の額を超えるときは、甲の請求により、その超える部分に相当する額を甲に支払うものとする。
- 2 甲は、乙が前項第4号から第7号までの規定により甲に支払うべき原状回復に要した費用、売買土地の使用料相当額、違約金又は損害賠償金がある場合は、それらの全部又は一部を前項第1号の返還金と相殺することができるものとする。

(有益費等請求権の放棄)

第10条 乙は、この契約を解除された場合において、売買土地に投じた有益費、必要費その他の費用があつても、これを甲に請求しないものとする。

(契約費用の負担)

第11条 この契約の締結に要する経費は、乙の負担とする。

(信義則)

第12条 甲乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行するものとする。

(疑義等の決定)

第13条 この契約に定めのない事項、及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

(管轄裁判所)

第14条 この契約について訴訟等が生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 日立市助川町 1 丁目 1 番 1 号
 氏 名 日 立 市
 日立市長 小 川 春 樹

乙 住 所

 氏 名

土地の表示 日立市

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)	備 考
●●町●丁目	●●●番	●●	●●●. ●●	

問合せ先

日立市 総務部 公共財産管理課

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

電話 0294-22-3111 内線531